

# 令和4年度ボランティア保険加入申込について

黒部市社会福祉協議会

## 1 ボランティア活動保険

ボランティア個人の活動中のケガや賠償責任を補償する保険です。一人あたり50円の補助があります。令和4年度から特定感染症重点プランが新設されました。

### (1) 受付時に必要なもの

- ① 加入申込書（2枚つづり） ※名簿のコピー添付可
- ② 掛け金 現金300円（基本プランの場合）×人数分
- ③ ボランティア登録カード

### (2) 注意点

- ボランティア活動保険は1人あたり50円補助いたします。  
基本プラン300円、天災・地震補償プラン450円、特定感染症重点プラン500円の個人負担となります。
- 活動日の前日まで手続き、受付をしてください。  
活動日当日又は経過しての申し込みはできません。
- 手続きは月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで受付  
(ただし、祝日や年末年始を除く)
- 対象とならないボランティア活動
  - ① 自発的な意思による活動とは考え難いもの
    - ・ 学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動
    - ・ 免許、資格、単位取得を目的とした活動 など
  - ② ボランティア団体・グループの構成員の親睦のための活動
  - ③ PTA、自治会、町内会、老人クラブ、子ども会などボランティア活動以外の目的でつくられたグループの事業（組織活動）や団体構成員のための親睦のための活動
  - ④ 有償のボランティア活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費弁償としての支給については無償とみなします。）
  - ⑤ 自宅で行う活動
  - ⑥ 企業等の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行うボランティア活動
  - ⑦ 企業活動、経済活動、プロスポーツチーム、音楽イベント等のサポートのためのボランティア活動
  - ⑧ 保険上対象外となっているボランティア活動

## 2 ボランティア行事用保険

ボランティア行事参加者のケガや実施する主催者の賠償責任を補償する保険です。

### (1) 受付時に必要なもの

- ① 加入依頼書（3枚つづり）※Aプランは名簿備付、Bプランは名簿提出が必要
- ② 開催日のわかる資料等（複数の同一行事を一括して申し込む場合）
- ③ 振替払込受付証明書 ※郵便局で各自掛け金の振り込みをお願いします  
手数料改正により、現金での振込は1件110円かかります
- ④ ボランティア登録カード

### (2) 注意点

- 最低保険料は28円×20名分、560円以上（A1プランの場合）となります。  
複数の同一行事を一括して申し込む場合、それぞれの開催日につき、最低20名分の保険料が必要です。（行事が連続している場合を除く、Bプランを除く）
- 行事に参加するすべての人数での契約が必要です。  
（参加者の一部の方のみで加入することはできません）
- 活動日の前日まで振込後、手続き、受付をしてください。  
活動日当日又は経過しての申し込みはできません。
- 手続きは月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで受付  
（ただし、祝日や年末年始を除く）
- 行事の変更（中止、日程・場所の変更、参加人数の増減など）があった場合は、開催予定日の前日までに手続きを完了してください。
- 対象とならない行事
  - ① グループや団体の構成員のみで行う組織活動（総会など）および親睦が目的のレクリエーション行事。
  - ② 行政が主催する行事については、社会福祉協議会の共催・後援・協力などの関連がない行事。
  - ③ 学校からの加入申込みの場合、先生・生徒を対象とした学校管理下（クラブ活動、課外指導中などを含みます。）にある行事。
  - ④ 行事の準備・後片付けのみ（行事の本番を含める必要があります）。
  - ⑤ 参加者の内1人でも草刈り機やチェーンソーなどの電動器具・工具および原動機付の器具・工具を使用する行事。（A、Cプラン）
  - ⑥ オンラインで実施する行事。
  - ⑦ 自宅（個人宅）で行われる行事。
  - ⑧ 危険度の高い行事。